

議案第 103 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62  
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 建築基準法施行令第 135 条の 16 に定める昇降機の昇降路の部分又は  
共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積

別表第 2 の 1 新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の表周辺商業業務地区 A の  
区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とす  
る。

別表第 2 の 2 山口台地区整備計画区域の表専用住宅地区 B の区域の部建築物  
の容積率の最高限度の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同表集合住宅  
地区 B の区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第 2 号を削り、第 3 号を第

2号とする。

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表低層住宅地区Cの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表中層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表商業地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の9王禅寺第5住宅地区整備計画区域の表低層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表低層住宅地区Bの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の17白鳥4丁目地区整備計画区域の表複合住宅地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の25万福寺地区整備計画区域の表商業地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の34五月台地区整備計画区域の表低層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表低層住宅地区Bの区域の部建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の37寺尾台1丁目地区整備計画区域の表建築物の容積率の最高限度の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2の43新丸子東3丁目南部地区整備計画区域の表A-1地区の区域の部建築物の用途の制限の項第4号中「、保育所」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

新丸子東3丁目南部地区地区計画の区域内における建築物の用途の制限を変更し、及び建築基準法の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。